

# 一緒に考えてほしい、「住まい」の問題。



## ★なくならない追い出し屋被害

家賃を滞納した賃借人に対し暴力的に取り立てたり、鍵を交換して室内への立入をできなくするなどの「追い出し屋」による被害が後を絶ちません。平成25年度の消費生活相談では、家賃債務保証業者によるものだけでも530件もあり、依然として高い水準を保っています。内訳も、督促行為が多いほか、ドアロック、物品搬出・処分、無断立入などの明らかな違法行為や、退去要請のような賃借人でなければできない行為でも平然と行われていることが明らかです。

家賃債務保証業者をこのまま規制せず野放しにすることはできません。また、業務の態様を問わず、家賃を取り立てるに際し、生活の平穩を脅かし、居住権を侵害するような不当な取立は禁止されるべきです。

## ★過去の家賃滞納で入居拒否？

家賃債務保証業者の業界団体（LICC、LGO）による家賃滞納データベースが稼働し、3年以上になります。この間、過去の家賃滞納を理由に、家賃債務保証業者による審査が通らなかったとして、民間賃貸住宅への入居が拒否されるという事態も側聞されます。

過去の家賃滞納を理由に、民間賃貸住宅への入居ができなくなれば、およそ居住の安定は確保されません。家賃滞納データベースは、禁止されるべきではないでしょうか。

## ★公営住宅が足りない！？

このように民間賃貸住宅市場では、必ずしも、誰もが安心して住まいを確保できる状況にあるとはいえません。それならば、公営住宅の出番であり、国土交通省も、「適格な供給を推進」と述べています。

しかし、かけ声とはうらはらに、どの自治体も公営住宅の供給を縮小しようとしています。ここ大阪でも、大阪市内の府営住宅1万5000戸を大阪市が所管することが検討されていますが、そうなれば、家賃が引き上げられる懸念があります。

何倍もの抽選に当たらないと住めないなど、公営住宅の不足は深刻です。

## ★生活保護 住宅扶助が引き下げへ！？

最後のセーフティーネットというべき生活保護も、支給額の引き下げが次々に検討されています。今度は、住宅扶助を引き下げようと検討がすすめられています。

しかし、住宅扶助が引き下げられれば、受給者の住宅事情はますます悪化し、住宅を確保できず、生活の再建が妨げられます。また、共益費等の名目で引き下げ分の補填を企む賃貸事業者が出てくることも懸念され、そうなれば、受給者の生活が立ちゆかなくなります。

住宅扶助の問題は、住居の質に見合った家賃ではないことであり、基準を設けることにより、賃貸事業者に基準に適合する賃貸住宅の供給を促すことのはずです。

## ★真の「住生活の安定の確保及び向上」を！

国土交通省は、住生活の安定の確保及び向上の促進のための諸施策を掲げています。しかし、事業者が住宅を建設することへの支援が中心で、賃借人の居住権を保証するものとはいえません。また、追い出し屋規制法を早期に制定し、賃借人の居住の安定を図ることが早急に求められています。